

Business
Report
No.1706

ゆびすい 経営レポート

今月のトピック

Part 1

国税庁が税務行政の将来像を公表
AI活用した税務相談・調査など

今月のトピック

Part 2

労働基準法における罰則とリスク対応



信頼と安心、そして未来へ…
YUBISUI

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／公認会計士事務所

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

☎ 0120-640-171

詳しくは中面をご覧ください!! ▶▶

OPEN
ここを開いてください!!

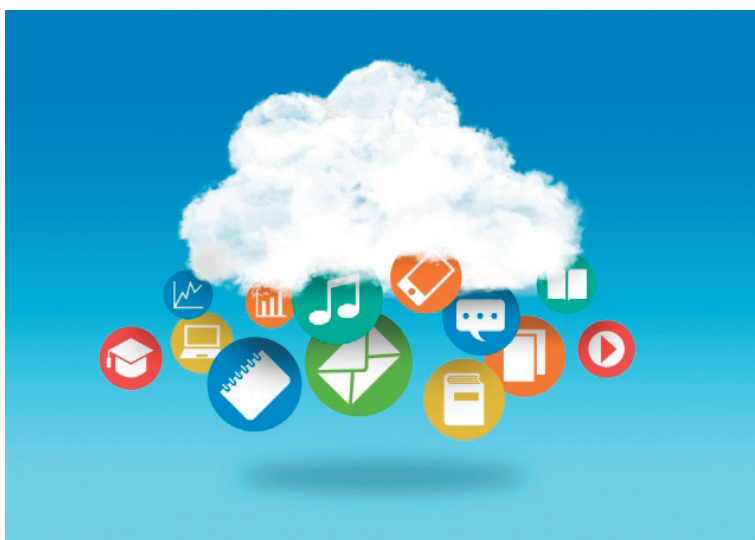
今月のトピック Part 1

国税庁が税務行政の将来像を公表 AI活用した税務相談・調査など

国 税庁は、約10年後の「税務行政の将来像」を公表した。これは、ICT・AIの活用による納税者の利便性の向上と税務行政のスマート化を図ることが目的。その実現に向けては、e-Taxの使い勝手向上等を通じた申告・納付のデジタル化の推進により、納税者の利便性向上とともに、データ基盤の充実を図り、AI技術等を取り入れながら、税務行政のスマート化に段階的に取り組んでいくとしている。

納税者の利便性の向上では、(1)マイナポータルを通じて、納税者個々のニーズに合った「カスタマイズ型の税情報の配信」、(2)メールやチャットなどによる相談・回答、AIを活用した相談内容の分析と最適な回答を自動表示する「税務相談の自動化」、(3)確定申告や年末調整に係る情報のマイナポータルへの表示による手続きの電子化、国と地方への電子的提出のワンストップ化、電子納税等の推進など「申告・納付のデジタル化」を目指す。

また、課税・徴収の効率化・高度化では、(1)「申告内容と財産所有情報との自動チェック」による申告漏れ等の迅速な把握、(2)是正が必要な誤り事項等を納税者に自動連絡するなど、納税者等に電子メール等により接触を図る「軽微な誤りのオフサイト処理」、(3)AIを活用したシステムによる、精緻な調査必要度判定や納税者への最適な接触方法と要調査項目、優先着手滞納事案の選定等の提示など「調査・徴収でのAI活用」を進める。



税理士の目

福岡事業部 佐藤大輔

最近、ICT・AI等の言葉をよく耳にします。税務行政も相談・調査にAIを活用する未来が近づいてきています。相談にAIを活用することにより気軽に税務署等へ相談できるようになるかもしれませんが、調査にAIを活用されると今まで手の及ばなかった税務調査、簡易な税務調査が行われることが考えられます。

しかし、AIを使用した会計ソフトも普及しています。納税者もAIを有効に活用することにより、人為的なミスが減らすことができ、効率の良い事務処理ができるのではないのでしょうか。

グループ企業だからこそ提供できる完全経営サポート

充実の完全ワンストップ

創業65年を超える信頼と実績

200名を超える専門スタッフ

主要都市を網羅する全国展開

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／公認会計士事務所

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

TEL: 0120-640-171

Mail: kigyo-info@yubisui.co.jp

労働基準法における罰則とリスク対応

労働法の中でも労働基準法に関する法令違反が多数を占めます。労働基準法に違反すると違法な労働を命じた管理職だけではなく、企業も罰則を科せられるリスクが生じます。

よって労働基準法違反防止のために必要な措置や違反行為是正の措置を速やかに講じることにより罰則を回避する必要があります。以下に主な労働基準法の罰則を示します。該当している、または該当している恐れがある場合は、即刻リスク解消に向けての対策を講じる必要があります。

■主な労働基準法の罰則、内容及び対応法

6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金	
●賃金で男女差別した場合	
性別による処遇の差別の禁止	・男女双方に対する差別的取扱いを禁止する ・降格や雇止め等に関しても同様の対応が必要である
●公民権行使を拒絶した場合	
選挙権、裁判員裁判などの履行	・「公民としての権利」や「公の職務」を執行するために必要な時間を請求された場合、拒んではならない
●解雇制限期間中に解雇した場合	
産前産後休業又は業務上事故の療養中及びその後30日間の解雇禁止	・業務上の傷病の療養のための休業期間と、その後30日間は解雇できない ・たとえ労働者の責に帰すべき事由がある場合にも、解雇することはできない
●解雇予告しなかった場合	
即時解雇の禁止	・30日前予告または30日分以上の平均賃金を支払う
●法定労働時間を守らない場合	
残業には三六協定が必要	・三六協定による残業の上限は、月45時間、年360時間で抑える
●割増賃金を支払わない場合	
三六協定の提出と未払いは別	・残業は必ず事前申請することを前提とする ・管理者は、サービス残業を暗黙の了解としない
30万円以下の罰金	
●労働条件明示義務違反	
全労働者へ明示	・労働契約内容を所定のフォーマットで明示する
●法令規則の周知義務違反	
各種規程類の周知	・各種規程類は現物をいつでも見られる状態にする

社労士の目

社会保険労務士 前田 慎介

変化を続ける労働法令に対応した組織運営は簡単ではありませんが、リスクマネジメントを怠り、ひとたびトラブルが起これば、組織に降りかかるコストは多大なものとなります。

渋々行うような後ろ向きな法令遵守ではなく、法令に沿った組織運営により、社員とその家族の満足度やモチベーションを高め、経営効率・利益も同時にアップさせていく。働き方や個人の価値観などが益々多様化していくこれからの時代に求められているのは、リスクマネジメントに止まらない、組織を成長させる前向きな法令遵守なのではないでしょうか。

ゆびすいは、契約前の「相性マッチングサービス」をお勧めしています

契約までに何をしますの？

- ☒ お客様のニーズをヒアリングにてご確認致します
- ☒ 過去の決算分析からお客様の会社の強み、弱みを把握し、ご説明致します
- ☒ これからの企業経営についてご提案致します

これらの業務を通じて、ゆびすいの担当者との相性を確認頂きます。

ご親族、お知り合いの方などで、 「お困りの方」は、いらっしゃいませんか？

企業経営、税金、起業、不動産、相続、人事労務、その他あらゆる疑問、お悩みを

税理士	社会保険労務士	司法書士
公認会計士	中小企業診断士	ファイナンシャルプランナー

など、各分野の専門家がご相談に応じます。

----- お気軽にご連絡、ご紹介下さい。 -----

ご親族、
お知り合いの方が...

- 『独立開業』を考えている。
- 『相続』について、税金・財産分割・生前贈与・遺言・名義の変更などで悩んでいる。
- 『不動産や株』などの売却、購入をした、又は考えているが、税金や名義変更についてアドバイスが欲しい。
- 商売を営んでいるが、節税、財務、人事労務、その他経営に関する『質の高いアドバイスをしてくれる専門家』を探している。

etc...

ご紹介、無料相談の流れ

- 1 まずはお電話、又は直接弊社スタッフに相談者様についてお伝え下さい。
0120-640-171（月～金 9:00～17:00）
↓
- 2 弊社スタッフが相談者様にお電話、メール等にてご連絡差し上げます。
※ ご相談者様が直接弊社にご連絡いただいても構いません。その際はご紹介者様のお名前をお伝え下さい。
↓
- 3 お電話、又はご来社いただき相談者様の疑問について対応いたします。（初回相談60分無料）
※ ご相談の日時はお客様のご都合に合わせ、柔軟に対応いたします。
また、お客様のご都合によりお客様のもとへ直接お伺いすることも可能です。
↓
- 4 無料相談後、有料サービスのご依頼がある場合には、お見積りをさせていただきます。
↓
- 5 お見積りを検討していただき、ご納得いただければ正式に契約成立となります。
高品質なサービスを誠実に提供することをお約束いたします。

よくあるご質問

- Q. 相談者は売上もまだ少ない個人事業者ですが、紹介してもよいのですか？
- A. 是非ご紹介下さい。弊社のお客様は個人商店から上場企業様まで多岐にわたります。小規模な個人事業者のお客様もたくさんいらっしゃいますのでご安心下さい。
- Q. 相談者に現在契約している税理士がいるのですが、無料相談は可能ですか？
- A. 可能です。通常の税務相談や申告書作成については現在ご契約されている税理士に依頼し、その他顧問税理士に相談しにくい案件について弊社にご相談いただければと思います。是非一度お問い合わせ下さい。

ご紹介いただきましたお客様は、ゆびすいグループが責任をもってお手伝いをさせていただきます。

初回60分相談無料

TEL : 0120-640-171